

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際 の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文 書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867



自衛隊施設の質的強化の為には今後共米国よりの軍事援助に依存する必要ある処、此種援助を受ける為には我方に於ける秘密保護措置も必要であり、又核弾頭と切離された近代兵器を受容れる態度を明確にしなければならないが、他面米側の援助も逐次戻される趨勢にあるので、米側に対し、我方の計画を明にして積極的^(E)援助を要請する努力を払う必要がある。

4. 防衛施設の確保について

米軍施設は逐次縮少してゐるが、返還後の処分に關し混乱が絶えず、延いては米側の不信を招くこととなる次第である。依つて、当面米軍に提供しているものを含め、我国防衛

上所要の施設の範囲を確定し、此等所要施設は、國・公・私有の別を問わず確保することとし、無用の摩擦を避ける必要がある。尚自衛隊施設に關し、有事の際の米軍の共同使用の方途に就ても研究を要する。

④ 安保条約体制に付調査し度き事項

1. 在日米軍の日本地域外使用の問題
在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な限り協議することとなつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議せしむることとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果、日本が其の意に反して戦争に巻き込まれこととなる、と云う問題があつ。飛行す

此の点については、(1)在日米軍の日本地域外転用の際は配備の消極的変更として協議されること、及在日施設を作戦基地とする場合は日本政府の事前同意を要することと、(2)付約束を取付け、(3)或はより一般的な形で樺東の平和と安全が脅かされた場合日米両政府は協議すると云う趣旨の約束を為すこととする、等の措置が考へられる。

2 核兵器の問題

核兵器問題に關する日本政府の態度に對して米側は一切沈黙を守つてゐるが、核兵器の著しい発達特に戰術的核兵器の普及により、(1)自由陣営の威脅が歐州に於てもアジアに於ても核兵器の使用を前提としていること、(2)米軍自身の自衛の

為め少くとも戰術的核兵器の使用を前提していること、等よりして米国としては、此問題が保守政権による日本内政の安定を害する要素となることを懸念すると同時に、核兵器を今後如何なる場合にも日本に持込まないと約束することは米軍の日本駐屯及安保条約体制の維持を困難なしめるものであるとの意向を有すると考えられる。従つて現状に於て国会が核非武装決議を行う等のことあらば舉意は更に復讐となるものと思われる所以、核兵器問題に就ては野党及左翼勢力の攻撃を現在の限度で歰止めることが必要である。

斯る見地より、此の問題に關し米側と何等か懇談し、或は進んで核兵器持込を協議乃至事前承認事項とする機会を為

すべきや否やの問題がある。尚話しを為すとせば、核兵器の定義を核弾頭にしほること、及将来場合により核兵器持込に同意するとあるべき含みをもたす等の問題を生ずべく、又沖縄に就ては米側は何等の約束を為すとともに拒むであろうから沖縄に関して左翼勢力の反撃が予想されると、等は認識し置く必要がある。

二、前記の諸点の内、此の際米側に提起すべきや特に御決定願度の事項は、自衛隊と在日米軍の協力の基本関係（件1）、在日米軍の日本地域外使用の問題（件2）、及核兵器の問題（件3）であると思われる。以上に關し、如何なる形に纏め得べきやに付、交換公文の案等は事務的に研究しているが、元々此等諸点は東京に於

て安保委員会の内外に於て慎重に検討されるべき問題であると共に、米側は安全保障の問題は極めて重大視しているので何処迄我方の要望に応じ来るやは肝ならざるも、現状のまま推移することは問題であり、何等かの調整をなすこと必要ありと考え方やに見られ、傍々在京米大使も安全保障問題調整に關し懇談を強く希望して居る事情もあるので、先づ在京米大使との間で問題を提起して双方協意なく意見を交換し、逐次合意し得べき形を形成して行くことが適當であると思われる。

